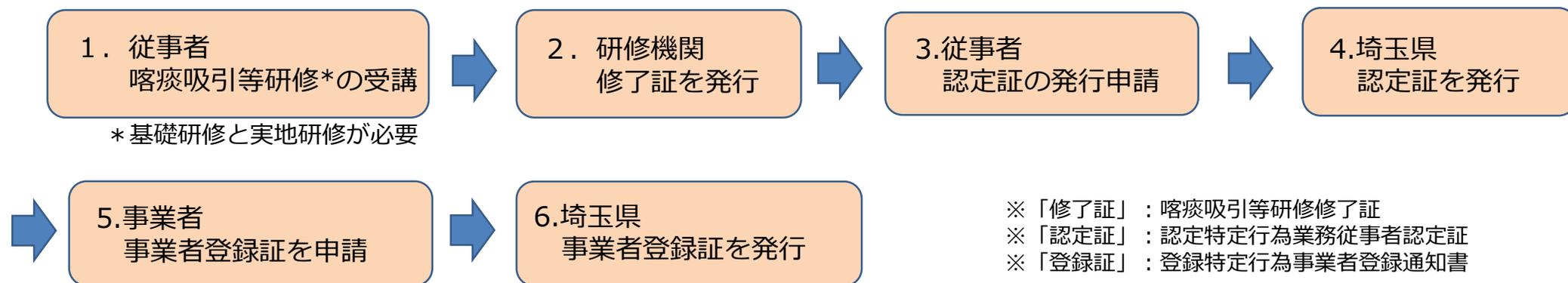


# 保育所等における医療的ケア児の受入れに関して

## たん吸引などの医療的ケアを行う場合の必要な手続き

・障害児通所支援事業所や保育所等において、たん吸引や経管栄養（以下、「喀痰吸引等」という。）の医療的ケアを従業者が実施する場合、従業者本人の“認定特定行為業務従事者認定”と、事業所の“登録特定行為事業者”の登録が必要になります。

### ○介護職員等（保育士含む）による喀痰吸引等サービスの流れ



「6 事業者登録」まで完了することで、医療関係者と連携の下、当該事業所において介護職員等による喀痰吸引等サービス提供が可能（事業所において、看護職員として雇用された看護職員のみが喀痰吸引等を実施している場合は、1～6の手続き不要）

※喀痰吸引等研修機関一覧 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/tourokukensyu.html>

## 登録特定行為事業者の登録申請について

- ・看護師資格等を持っていても看護職員として雇用されていない場合や、「認定特定行為業務従事者認定証」を持つ従事者が在籍していても、事業所が「登録特定行為事業者登録」を行っていない場合は、喀痰吸引等のサービス提供はできません。
- ・登録特定行為事業者の登録は、県障害者支援課で実施しておりますので、以下書類を揃えて申請してください。

申請書類	申請内容
登録申請書	法人／事業所情報、喀痰吸引等の実施種類
定款（又は寄附行為）、登記事項証明書	定款、登記事項証明書をもとに、法人の目的に障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の記載の有無を確認
業務従事者名簿	当該事業所に従事する従業者（看護職員含む）を確認
業務従事者に係る各証明書	認定特定行為業務従事者認定証や看護職員の資格証を確認
誓約書	欠格条項に該当していないことを確認
登録適合書類	省令に定める登録基準項目を確認
業務方法書	「登録適合書類」に記載した内容を示した書類
参考資料・様式	「登録適合書類」「業務方法書」に記載のある事項に関する書類 (例) ・喀痰吸引等の提供に係る同意書 ・感染症対策マニュアル ・緊急時における医療従事者等との連絡方法（フロー図など）
その他	返信用封筒

県障害者支援課 喀痰吸引等の登録について <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuuikanki/tan-jigyoushatouroku.html>

問合せ先：県障害者支援課地域生活・医療的ケア児支援担当

電話：048-830-3317 E-mail：a3300-06@pref.saitama.lg.jp

## 保育所での医療的ケア児に関するガイドライン

- 保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン  
医療的ケア児の受け入れに関する基本的な考え方と保育利用までの流れ

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
(平成31年3月 保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会)

[https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/h30kosodate2018\\_0102.pdf](https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/h30kosodate2018_0102.pdf)

- 保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
(令和3年3月 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)

[https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020\\_0103.pdf](https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_0103.pdf)